

国保医療についてのお知らせ

所得の申告を忘れずに

平成16年度の保険料は、平成15年中の所得に応じて計算されます。所得の申告が行われていないと正しい保険料が算定できません。申告がまだの人は早めに申告してください。収入が全くない場合でも、申告が行われていないと保険料軽減制度の対象になりません。

なお、公的年金の受給者や勤め先から源泉徴収票を受け取っている人などは申告の必要はありませんが、所得税、住民税の各種控除を受けようとする人は申告してください。

所得申告については、市課税課回³²2015へ、国民健康保険については市保険年金課へお問い合わせください。

このような場合は届け出が必要です

国民健康保険証をお持ちの世帯で、次の場合は届け出が必要です。届け出をしないしていると、保険料がいつまでも賦課されたり保険証が更新されなかったりしますので、窓口で必ず手続きをしてください。



新しく他の医療保険証ができたとき

今まで別の国民健康保険証を使っていた学生

が、卒業または別の学校へ進学するとき

これから親元を離れ、大学や専門学校などへ進学するとき

年金証書が社会保険庁や共済組合から届いており、勤めていた期間が通算20年以上または40歳以降に10年以上あるが

保険証に②のしるしがなく、老人医療受給者証を持っていない人

転出・転居など住所異動をしたとき

手続きに必要なもの

国民健康保険証

認印（世帯主のもの）

そのほか、前述の から については、それぞれ次のものがが必要です。

新しくできた他の医療保険証

・ 進学する場合、入学金など

の支払いを証明するもの

年金証書

国保医療についてのお問い合わせは、

市保険年金課（市役所1階6番窓口）回

32 2071へどうぞ。

国民年金からのお知らせ

学生納付特例の申請について

4月から平成16年度保険料の学生納付特例申請を受け付けます。この制度を利用すると、卒業時まで保険料を納めることが猶予されます。

申請ができる人

20歳以上の大学、大学院、短大、専修学校などの学生（夜間・通信課程を含む）で、本人の前年所得が68万円以下の人が対象です。

納付特例が承認されると

不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます

年金額には反映しませんが、老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間に算入されます

10年以内に全額追納すると、通常に納めた場合と同じ条件になります

申請の手続きは

年金手帳、印鑑、学生証の写しまたは在学証明を持参し、市役所の窓口で手続きをしてください。家族が代理申請もできます。

承認期間は、原則として申請した月の前月から年度末（3月）までです。引き続き納付特例を受けけるには、毎年申請が必要です

国民年金についてのお問い合わせは、市保険年金課（市役所1階5番窓口）回³²2072または津山社会保険事務所回²²7116へどうぞ。